

# 債権譲渡通知書

年 月 日

山形県 総合支庁長 殿

譲渡人住所

(納税義務者) 氏名

電話番号 ( ) -

印

年度自動車税種別割(登録番号 )の還付金に係る債権  
を 年 月 日、下記の者(譲受人)に譲渡しましたので通知します。

還付事由 1. 抹消 2. 二重納付 (該当する番号を○で囲んでください)  
還付事由発生日 年 月 日

## 記

譲受人 郵便番号

住所

フリガナ

氏名

電話番号 ( ) -

## <振込先口座>

金融機関	銀行・農協 金庫・組合		店・所 出張所
口座の種類	1 普通	2 当座	口座番号
口座名義人(カナ)			

## <注意事項>

- 1 譲渡人及び譲受人に未納の徴収金(県税等)がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、未納の徴収金に充当されます。
- 2 この債権譲渡通知書は、還付事由発生の月の末日(必着)まで、譲渡人の住所地を管轄する総合支庁に提出してください。提出は郵送でもかまいません。それ以降に提出された場合には、譲渡人に還付されず、抹消登録前でも提出できません。その場合は、還付事由発生日の欄に抹消予定年月日を記載してください。
- 3 還付する自動車税種別割の領収証書の原本を提示してください。領収証書の原本を提示しない場合は、譲渡人の印鑑登録証明書(債権譲渡通知書提出日から3ヶ月以内のもの(写し可))を添付してください。
- 4 譲渡人の住所及び氏名は現在のもを記入してください。納税通知書の住所及び氏名と異なる場合は、そのつながりが確認できる公的書類(住民票、戸籍抄本等)の写しを添付してください。
- 5 領収証書の原本を添付する場合は、譲渡人の印鑑は認印でかまいませんが、印鑑登録証明書の写しを添付する場合は実印を押印してください。
- 6 譲受人への還付は口座振込になります。譲受人の振込銀行・本支店名、普通・当座預金の別、口座番号、口座名義人を記入してください。口座名義人は譲受人と同一にしてください。

(裏面に提出・お問い合わせ先を記載しておりますので、ご覧ください。)

<提出・お問い合わせ先>

納税通知書に記載された譲渡人の住所地		提出・お問い合わせ先
村山・ 県外	山形市、上山市、天童市、 山辺町、中山町、寒河江市、 河北町、西川町、朝日町、 大江町、村山市、東根市、 尾花沢市、大石田町及び県外	〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68 村山総合支庁納税課 TEL 023-621-8253
最上	新庄市、金山町、最上町、 舟形町、真室川町、大蔵村、 鮭川村、戸沢村	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 最上総合支庁税務課 TEL 0233-29-1233
置賜	米沢市、南陽市、高畠町、 川西町、長井市、小国町、 白鷹町、飯豊町	〒992-0012 米沢市金池 7-1-50 置賜総合支庁税務課 TEL 0238-26-6016
庄内	鶴岡市、酒田市、三川町、 庄内町、遊佐町	〒997-1392 三川町横山字袖東 19-1 庄内総合支庁税務課 TEL 0235-66-5436